

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成22年10月19日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：17件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	原子炉冷却材浄化系ポンプ（A）の反カップリング側軸受部より潤滑油の微少リーク（飛散）が認められたため、監視を継続	GⅢ	
2	1号機	所内用圧縮空気系空気圧縮機のシリンダ（1塔）のケーシング内部に潤滑油の微少リークによる油溜まりが認められたため、当該部を点検・修理	GⅢ	
3	2号機	タービンランド蒸気系蒸化器の蒸気圧力調整弁バイパス弁点検において、同弁用制御ケーブルの被覆に損傷が認められたため、当該ケーブルを交換	GⅢ	
4	2号機	蒸気式空気抽出器用供給蒸気圧力調節弁駆動部の点検において、下部ブッシュ部よりエアリークが認められたため、当該部を修理	GⅢ	
5	2号機	主蒸気母管のドレントラップの点検において、ドレンレベル検出用フロートに損傷が認められたため、当該フロートを交換	GⅢ	
6	2号機	電動機駆動原子炉給水ポンプ（A）再循環弁の点検において、弁棒カバー用ブーツに損傷が認められたため、当該ブーツを交換	GⅢ	
7	2号機	主タービン制御系電気油圧式制御装置の制御油系統内オイル洗浄時、タービン中間塞止弁（No. 5）の油筒（高圧制御油）の配管接続部1箇所油のこじみが認められたため、当該部を点検・修理	GⅢ	
8	2号機	原子炉格納容器除湿冷却系の水張り作業時、原子炉建屋4階の同系膨張タンク上蓋部から溢水（約4リットル、汚染なし）及びオーバーフロー排水先ドレン配管の各階中間ファンネル（3階～1階）より溢水（約4.5リットル、汚染なし）が発生したため、当該漏えい水（合計約8.5リットル）を除去及び対応検討	GⅡ	
9	2号機	使用済燃料共用プール設備の計装用圧縮空気系に「入口計装用空気圧力低」を示す警報が発生し、所内用圧縮空気系からのバックアップ供給運転に切替わる事象が発生した。確認の結果、同系統につながる2号機非常用ディーゼル発電機（B）補機冷却系の空気駆動弁制御用空気供給配管の逆止弁が点検中であることが確認されたため、対応検討	GⅡ	
10	2号機	所内電源設備6.9kV配電盤（2E）の（回路No. 3）において、しゃ断器の挿入・引出し操作不可が認められたため、当該電源盤を点検・修理	GⅢ	
11	4号機	主復水器細管洗浄装置（A系）ボール回収器（A）のバイパス配管用ベント弁にシートリークが認められたため、当該弁を点検・修理	GⅢ	
12	4号機	廃棄物処理系床ドレンサンプルタンクの放出管理記録から「廃棄物処理装置運転日誌」への放出量の転記ミスによる誤記が認められたため、誤記を訂正及び対応検討	GⅡ	
13	6号機	原子炉冷却材浄化系ポンプ（A）の点検において、同ポンプ本体組立ボルト及びナット（1組）に固着が認められたため、当該ボルト及びナットを交換	GⅢ	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
14	6号機	試料採取系事故後サンプル回収ラック内のサンプリング準備用窒素ガス供給入口弁にシートリークが認められたため、当該弁を点検・修理	G III	
15	6号機	中性子計測系起動領域モニタ（B）において、指示値が瞬時上昇し、復帰する事象（1回のみ）が発生したため、対応検討	G III	
16	6号機	中央制御室制御盤（CP-29）において、制御ケーブル接続端子（3箇所）のビスにねじ山つぶれが認められたため、当該ビスを交換	G III	
17	集中環境施設	主プロセス建屋換気空調系廃棄物処理エリア外気処理装置の加熱蒸気入口配管フランジ部（非放射線管理区域）に結露水のにじみ及び滴下（1秒間に1滴程度）が認められたため、当該フランジ部を点検・修理	G III	